

<利用店舗マニュアル> 令和3年10月改訂版

ぐりぶークーポン

【ぐりぶークーポン使用可能期間(予定)】

令和3年6月7日(月)～令和4年1月30日(日) 予定

※「クーポン発行総額」が、予定金額に達し次第終了します。

【ぐりぶークーポン利用カード投函期間】

令和3年6月14日(月)～令和4年2月10日(木)

※ 換金用封筒左上に記載している「差出有効期間」内に、ご投函ください。
投函期間を過ぎた後の、換金は一切受付出来ません。
最後の換金は、今一度、お手元に残りが無いか必ずご確認ください。

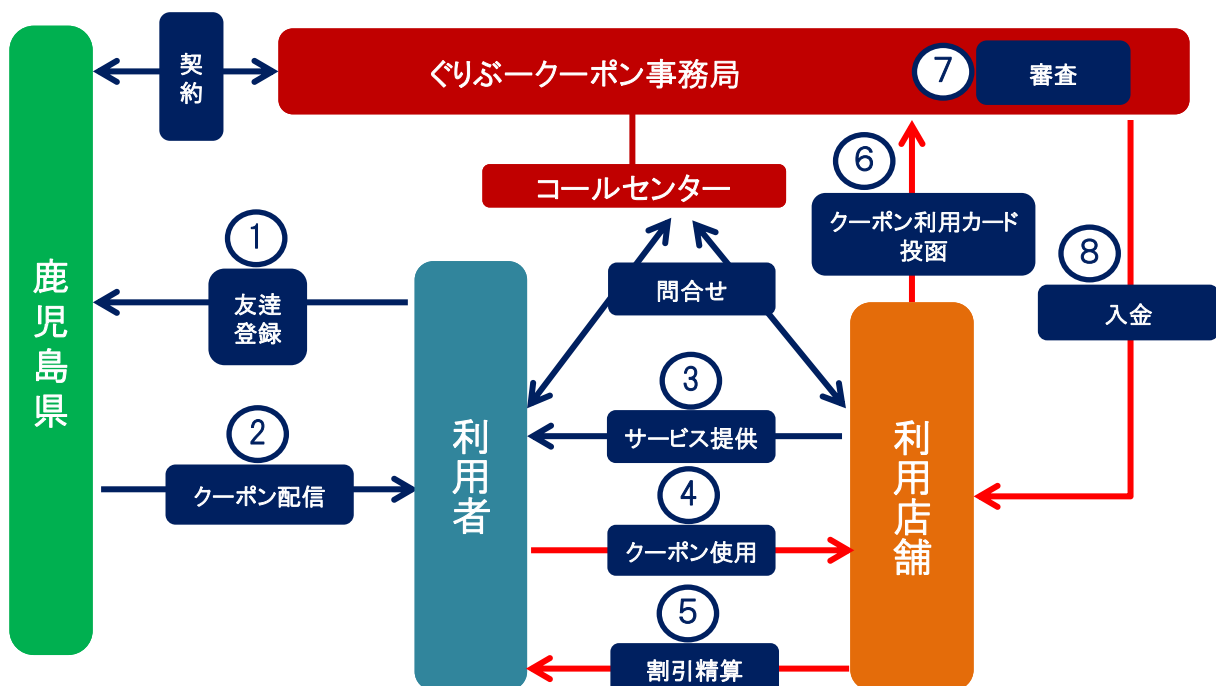
※ 使用可能期間及び投函期間は、最長の場合であり、
クーポンの利用状況によっては、これよりも早まる場合があります。

ぐりぶークーポン事務局
TEL : 099-294-9898

＜事業概要＞

| | |
|-------|--|
| 配信対象者 | スマートフォンアプリLINE(ライン)公式アカウント「鹿児島県庁」を登録した者 |
| 割引額 | 1クーポン500円(対象となる物・サービス2,000円以上の利用で、500円を割引く)。令和3年11月1日(月)からは、鹿児島県飲食店第三者認証店については、700円を割引く。 |
| 配信日 | 毎週月曜日に配信 |
| 最終配信 | 令和4年1月24日(月)又はクーポン発行予定総額に到達することが見込まれる週の月曜日のいずれか早い日 |
| 利用期間 | 各クーポン1週間(月曜日～日曜日) |
| 利用店舗 | 飲食店(宿泊施設の飲食部門を含む)、茶小売業、花小売業、特産品を小売する事業所 |
| 購入対象 | 飲食サービス、茶、花き、特産品 |
| 利用方法 | <p>① 鹿児島県が、LINE公式アカウント「鹿児島県庁」登録者に対して、毎週月曜日に割引クーポンを配信する。</p> <p>② 利用者は、利用店舗において、対象となる物・サービスの代金支払いの際に、代表者の氏名・電話番号・利用日時・クーポン数を記入したクーポン利用カードを提出、店員の面前でクーポン画面を提示し、使用済みにする。</p> <p>③ 利用店舗は、1クーポンにつき、対象となる物・サービス2,000円以上の代金から500円を、鹿児島県飲食店第三者認証店は700円を割引いて精算する。</p> <p>④ 利用店舗は、クーポン利用カードに割引を行った事実を証する書類(割引表示が印字されたレシート)を貼り付け、事務局に提出して割引分を請求する。</p> <p>⑤ 事務局は、クーポン利用カード及び証拠書類等を審査の上、利用店舗に対して割引相当額を支払う。</p> |

＜ぐりぶークーポンの流れ＞



＜利用店舗 配布物一覧＞

※ 同封された中身をご確認いただき、万が一不足していましたら、事務局までご連絡ください。
 基本キットは、2回に分けてお送りします。
 (11月下旬以降に登録した利用店舗への送付は1回です。)

| 1回目 | 飲食店 (第三者認証店) | | ・花き ・茶 ・飲食店 (第三者認証店以外) | 特産品 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| | 既登録店舗 | 新規登録店舗 | | |
| 利用店舗 マニュアル | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 利用店舗 ステッカー | - ※ステッカーの 代替品を送ります | - ※ステッカーの 代替品を送ります | ○ | - ※ステッカーの 代替品を送ります |
| 利用店舗 のぼり旗 | - | ○ | ○ | ○ |
| クーポン 利用カード | ○ 700円用 | ○ 700円用 | ○ 500円用 | ○ 500円用 |
| 換金用伝票 | ○ 700円用 | ○ 700円用 | ○ 500円用 | ○ 500円用 |
| 対象特産品 表示シール | - | - | - | ○ |
| 事業者コード 通知文 | - | ○ | ○ | ○ |
| 2回目 | 飲食店 (第三者認証店) | | ・花き ・茶 ・飲食店 (第三者認証店以外) | 特産品 |
| | 既登録店舗 | 新規登録店舗 | | |
| 利用店舗 マニュアル | - | - | - | - |
| 利用店舗 ステッカー | ○ | ○ | - | ○ |
| 利用店舗 のぼり旗 | - | - | - | - |
| クーポン 利用カード | - | - | - | - |
| 換金用伝票 | - | - | - | - |
| 換金用封筒 | ○ 差出有効期間 2022年2月10日 | ○ 差出有効期間 2022年2月10日 | ○ 差出有効期間 2022年2月10日 | ○ 差出有効期間 2022年2月10日 |

＜利用店舗 配布物一覧＞

ぐりぶークーポン利用カード

1店舗につきA4用紙100枚(200件)分を送付いたします。
 不足した場合は、各店舗で、コピーしてご利用ください。
 ぐりぶークーポン事務局ホームページからもダウンロード出来ます。
 配布時はA4サイズです。
 ご使用の際は、横半分に切ってお使いください。

【第三者認証店のクーポン利用カード】

鹿児島県庁

ぐりぶークーポン利用カード

レシート貼付

鹿児島県飲食店第三者認証店

1クーポンあたり2,000円(税込)以上のご利用で700円割引

会計の時に

お客様記入欄(グループの代表の方)

代表者氏名 連絡先電話番号

利用日 クーポン数

利用店舗名(スタンプ)

利用店舗記入欄

A 代金総額(割引前) B クーポン数 担当者印

C 割引額 B×700 D 商品券や他の割引

お客様記入欄

利用店舗記入欄

【第三者認証店以外のクーポン利用カード】

鹿児島県庁

ぐりぶークーポン利用カード

レシート貼付

1クーポンあたり2千円(税込)以上のご利用で500円割引

来店時でもOK

会計前にスマホで

会計のときに

お客様記入欄(グループの代表の方)

代表者氏名 連絡先電話番号

利用日 クーポン数

利用店舗名(スタンプ)

利用店舗記入欄

A 代金総額(割引前)

B クーポン数

C 割引額 B×500

D 商品券や他の割引の額

担当者印

お客様記入欄が全て記入されていることをご確認いただいた後、お客様のご精算をお済ませください。

代表者氏名・連絡先番号が未記入の利用カードは、審査対象外となり、事務局が承認しない場合があります。

＜利用店舗運営にあたってのお願い事項＞

1 ステッカー掲示のお願い

「ぐりぶクーポン利用店舗ステッカー」が利用店舗の目印です。
必ず店頭の**利用者の見やすい場所**へ掲示してください。
既登録店舗が第三者認証を取得した場合は、認証店用のステッカーを送付しますので、こちらを掲示してください。

2 クーポン使用に関するトラブルについて

ぐりぶクーポン使用に関するトラブルについては、各店舗にてご対応ください。
※お困りの際は、コールセンター“**099-294-9898**”にご相談ください。
(コールセンター受付時間については P15をご参照ください。)

3 証拠書類として、割引表示印字のレシート提出

レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート(※)を添付してください。(手書きの領収書及びお会計票等は認められません。)
※レジから印刷されたもので、割引額及び割引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで割引額を追記したものは不可。

4 こまめに、ご投函

投函の期間は、利用店舗ごとにお任せしていますが、なるべくこまめにご投函するようお願いいたします。審査の結果、万が一不備が生じた場合、利用店舗と確認を行いますが、時間が経ったレシートですと、照合が難しくなる場合もございます。また、投函期間を過ぎた後の、換金は一切受付出来ません。最後の換金は、今一度、お手元に残りが無いか必ずご確認ください。

＜特産品の利用要件＞

対象とする特産品

| ① | 鹿児島県内で生産される農林水産物 (土産品や贈答用に包装されたもの) | |
|-------------------------|--|--|
| ② | 鹿児島県内の食品製造者又は販売者が製造・販売し、一般的に鹿児島県の特産品として認識され得る地域性を有する加工食品 | |
| ③ | 鹿児島県内の製造者が製造した焼酎・酒類 | |
| ④ | 国及び鹿児島県指定の伝統的工芸品 (伝統的工芸品の技術を生かした工芸品も含む) | |
| ⑤ | 鹿児島県の特徴をデザイン等に取り入れた製品 | |
| 大分類 | 中分類 | 小分類(商品の具体例) |
| 1 農林水産物 | A 畜産物 | 地鶏(さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏)、黒牛、黒豚 |
| | B 水産物 | ぶり・カンパチ・マダイ・かつお・きびなご・活クルマエビ |
| | C 林産物 | しいたけ・えのきだけ・ひらたけ・ぶなしめじ・薪・木炭・竹炭 |
| | D 農産物 | 米・みかん・すいか・安納いも・ばれいしょ・桜島だいこん・紅甘夏 |
| 2 加工食品 | E 畜産加工品 | 焼き豚・黒豚角煮・黒豚ハンバーグ・ウィンナー・鶏炭火焼・黒豚カレー・鶏飯 |
| | F 水産加工品 | かつお角煮・かつお節・さつま揚げ・きびなご煮・ちりめん・佃煮 |
| | G 農業加工品 | はちみつ・黒酢・醤油・ゆずドレッシング・みそ・黒糖 |
| | H お菓子 | サブレ・せんべい・スイートポテト・パイ・きんつば・かるかん饅頭・饅頭・飴・キャラメル・かりんとう |
| | I お茶・飲料水 | お茶・紅茶・ゆずドレッシング・たんかんジュース・グアバジュース |
| 3 | 焼酎・酒類 | 奄美黒糖焼酎・薩摩焼酎・ウイスキー・リキュール・クラフトビール・日本酒 |
| 4 伝統的工芸品 | J 大島紬・染色小物 | 反物・ネクタイ・巾着・ストール |
| | K 川辺仏壇 | 仏壇・額縁・仏具 |
| | L 薩摩焼 | 夫婦茶碗・さつま小皿・花瓶・焼酎カップ・マグカップ・ピアカップ・コーヒーカップ・抹茶碗 |
| | M 鋳造品 | 鋏・包丁 |
| | N 薩摩切子・ガラス製品 | 猪口・ロックグラス・タンブラー・盃・ペンダント・キーホルダー・ペーパーウェイト |
| | O 郷土玩具 | ひな人形・お手玉・しおり |
| | P 木製品 | 箸・櫛・数珠・置物・茶卓・湯呑・写真盾 |
| | Q 竹製品 | 竹籠・竹鞆・竹炭・茶筌・竹へら |
| R 錫製品 | タンブラー・水差し・花瓶・茶筒・グラス | |
| 5 鹿児島県の特徴をデザイン等に盛り込んだ製品 | Tシャツ・キーホルダー・置物・アクセサリ・ペンダント・布鞆・小物入れ・馬油・椿油・ブローチ・イヤリング・ピアス・石鹸 | |

＜特産品の利用要件＞

レシート審査

レシートに詳細な商品名まで記載されない場合は、当該レシートに、分類番号(大分類と中分類)・小分類(商品名)を追記して提出してください。(大分類4「伝統的工芸品」については、中分類までの記載で構いません。)

例)地鶏を販売し、レシートに「品代」としか記載されない場合、
品代(1-A-地鶏)

この部分を追記してください

重複登録

既に登録をしている店舗で、特産品も取扱をしているので、特産品を販売したい店舗は、改めて特産品取扱店舗としてのお申込みが必要になります。ただし、それぞれで別のレシート、ぐりぶクーポン利用カード、換金用伝票の提出が必要となります。

| | | |
|-------|------------------------|------------------|
| 利用額要件 | 飲食、花、または茶で 2,000円以上 | 特産品で 2,000円以上 |
| 割引額 | 500円または700円 | 500円 |

例)飲食で1,000円。特産品で1,000円。合計で2,000円以上となっても、クーポン割引対象にはなりません。「飲食、花、または茶」もしくは「特産品」のどちらかで、2,000円以上のお支払いがある場合に割引対象となります。ご注意ください。

＜飲食サービス 対象外のもの＞

注意事項

飲食店におけるクーポン利用については、店内で調理し提供する飲食サービス(テイクアウト含む)を利用対象としています。従って、レジ横等に陳列している物品・商品を購入して、お支払いが2,000円以上となっても、クーポンは利用できません。

例1)飲食1,900円+店外製造商品300円=2,200円

→ 利用不可

例2)飲食1,900円+テイクアウト用に注文した、店内で調理した商品500円=2,400円

→ 利用可

＜来店から会計までの対応＞

お客様(利用者)への対応

① 「ぐりぶークーポン利用カード」をお客様へご案内

ご来店されたお客様へ「ぐりぶークーポン利用カード」をお渡してください。「ぐりぶークーポン」を知らずに入店されるお客様もいらっしゃいますので、利用促進のため、説明等のご協力をお願いします。

飲食サービスの利用店舗においては、会計時、レジ前での混乱を避けるため、お客様が着座中に記入できるよう「ぐりぶークーポン利用カード」をテーブル等に設置するなど早めにご案内ください。



② お客様が「ぐりぶークーポン利用カード」を記入し、レジへ提出



③ 「ぐりぶークーポン利用カード」の記入に不備がないかを確認

ぐりぶークーポン利用カードのお客様記入欄に、お客様の「氏名(複数の場合は代表者名)」と「連絡先電話番号」「利用日時」「クーポン数」が記載されているかをご確認ください。

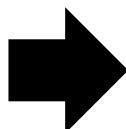


④ ぐりぶークーポンをお客様が提示していない場合

お客様に「ぐりぶークーポン」をタップしてもらってください。

⑤ お客様が提示した、ぐりぶークーポンの確認

目の前で、お客様に「クーポンを表示する」をタップしてもらってください。



＜来店から会計までの対応＞

お客様(利用者)への対応

⑥ お客様が「使用済みにする」をタップ

お客様に「使用済みにする」をタップしてもらってください。



⑦ 店舗が「使用済みにする」をタップ

「使用済みにする」をタップしてください。



⑧ 利用済みのコメント(再使用不可)の画面確認

画面に「使用済みのクーポンです」と表示されたことをご確認ください。



＜来店から会計までの対応＞

お客様(利用者)への対応

⑨ クーポンが使用済みになったことを確認した上で、代金から割引

代金及びクーポン数をご確認の上、割引を行ってください。

| 代金 | 割引後支払額 | | | | | |
|--------|------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | 第三者認証店での利用 | | | 第三者認証店以外での利用 | | |
| | クーポン1枚 | クーポン2枚 | クーポン3枚 | クーポン1枚 | クーポン2枚 | クーポン3枚 |
| 2,000円 | 1,300円 | | | 1,500円 | | |
| 2,500円 | 1,800円 | | | 2,000円 | | |
| 3,000円 | 2,300円 | | | 2,500円 | | |
| 3,500円 | 2,800円 | | | 3,000円 | | |
| 4,000円 | 3,300円 | 2,600円 | | 3,500円 | 3,000円 | |
| 4,500円 | 3,800円 | 3,100円 | | 4,000円 | 3,500円 | |
| 5,000円 | 4,300円 | 3,600円 | | 4,500円 | 4,000円 | |
| 5,500円 | 4,800円 | 4,100円 | | 5,000円 | 4,500円 | |
| 6,000円 | 5,300円 | 4,600円 | 3,900円 | 5,500円 | 5,000円 | 4,500円 |

※レシート発行時の注意事項

1度の会計に、クーポン利用対象の物・サービスと、利用対象外の物・サービスが含まれている場合、レシートは別々に発行してください。



⑩ 利用店舗記入欄に必要事項を記入

ぐりぶクーポン利用カードの利用店舗記入欄に「割引前の代金総額」、「クーポン数」、「割引額」、「商品券や他の割引の額」、「受領額(第三者認証店以外の利用カードのみ)」、「担当者印」をご記入・捺印ください。



⑪ 会計が終了したら、ぐりぶクーポン利用カードにレシートを貼付して保管

ぐりぶクーポン利用カードに、レシートを貼付してください。

<会計後から入金までの流れ>

① ぐりぶークーポン利用カードの写しを保管

ぐりぶークーポン利用カードの写しは、後日精算金額の確認を行う際の店舗側の控えとして、必ずコピーをとってください。



② 換金用伝票の記入

2枚複写式。間違いが無いよう、全て記載するようお願いいたします。
2枚目は、利用店舗控えです。2枚目を事務局に送らないようお願いをください。

| 【▼700円専用】 | | 【▼500円専用】 | |
|--|--------------------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 記入日 | 20 年 月 日 | 記入日 | 20 年 月 日 |
| 換金用伝票 (1枚目:事務局送付用) | | 換金用伝票 (1枚目:事務局送付用) | |
| ぐりぶークーポン 鹿児島県飲食店第三者認証店 | | ぐりぶークーポン | |
| 事業者コード (7桁) | <input type="text"/> | 事業者コード (7桁) | <input type="text"/> |
| 利用店舗名 | <input type="text"/> | 利用店舗名 | <input type="text"/> |
| 電話番号 | <input type="text"/> | 電話番号 | <input type="text"/> |
| 担当者名 | <input type="text"/> | 担当者名 | <input type="text"/> |
| ぐりぶークーポン (700円) | <input type="text"/> 枚 × 700円 = 合計 円 | ぐりぶークーポン (500円) | <input type="text"/> 枚 × 500円 = 合計 円 |
| <small>※[1枚目:事務局送付用]のみ事務局にお送りください。 ※[2枚目:利用店舗控え用]は、利用店舗の控えです。大切に保管してください。 ※換金用伝票の記入欄は、全てご記入ください。</small> | | | |



③ 換金用封筒に入れて郵便ポストへ投函

- ・換金用伝票に、ぐりぶークーポンの使用総数(ぐりぶークーポン利用カードの総数ではありません。)を正確に記入してください。
- ・ぐりぶークーポン利用カードの向き(表裏・天地)を揃えて、換金用伝票を必ず表紙につけ、換金用封筒に封入してください。
- ・ぐりぶークーポンの利用日から概ね2週間以内にご投函ください。なるべく、こまめなご投函をお願いします。投函日が遅れると入金日も遅くなります。



④ 事務局にて、ぐりぶークーポン利用カード、レシート等を審査

事務局に到達したものを順次審査した上で、割引相当額を振込払いします。



⑤ 審査終了後、指定口座へ振込

入金額に異議がある場合は、入金日から20日間以内に限り、申立てを受け付けます。20日間を過ぎてからの異議申立てには応じられませんので、こまめに入金額をご確認ください。

＜ぐりぶクーポンの換金についての注意事項＞

投函について

- レシートを貼ったぐりぶクーポン利用カードと換金用伝票を換金用封筒に入れて郵便ポストへ投函ください。（切手の貼り付け不要）

換金用伝票

- 鹿児島県飲食店第三者認証を取得された利用店舗には、換金用伝票(700円専用)をお送りしております。換金で投函される前に、換金用伝票が700円の伝票かどうか、今一度ご確認ください。
- 「2枚目：利用店舗控え用」は、利用店舗の控えです。大切に保管されてください。間違って、投函されないようお願いします。
- 記入欄は、全てご記入ください。

入金処理期間及び入金日

- 事務局に到達したものを順次審査した上で、割引相当額を振込払いします。

入金口座

- 利用店舗登録申請時に登録された口座に振込みを行います。
- 振込手数料は事務局にて、負担します。

入金額の確認

- 入金額に異議がある場合は、入金日から20日間以内に限り、申立てを受け付けます。20日間を過ぎてからの異議申立てには応じられませんので、こまめに入金額をご確認ください。
(振込名義人名は「ぐりぶクーポンジムキョク」と表記されます。)

<Q&A>

| | |
|----|--|
| Q1 | レジへ来る前にお客様が「使用済みにする」をタップしていた場合、どう対応すればよいか？ |
| A1 | その場合は目視による相互確認がとれないため、 割引の対象となりません。 丁重にお断りください。 |
| Q2 | 他のクーポンや割引券との併用は可能か？ |
| A2 | ぐりぶクーポンは、併用可能です。ただし、他の割引と併用される場合でも、利用カードへのレシートの添付は必要です。 |
| Q3 | レシートに割引額が記載されない場合、どうすればよいか？ |
| A3 | 大変お手数をお掛けしますが、レジで割引ボタンを設定ください。 |
| Q4 | クーポン利用カードに記入するお客様のお名前・電話番号は何に利用するのか？ |
| A4 | クーポン利用に疑義が生じた場合には、連絡する場合があります。記入いただいた情報は一時的に保持しますが、保存することはございません。事業終了と同時に破棄されます。 |
| Q5 | 対象のものと対象外の商品と一緒にレシートで計上してよいか？ |
| A5 | 原則、別レシートで計上してください。誤って一緒にレシートとなった場合は、レシートの対象外項目(商品)に×を記入し、換金時に確認できるようにしてください。 |
| Q6 | ぐりぶクーポン利用カードや、レシートの写しを紛失してしまった場合どうすればよいか？ |
| A6 | 大変申し訳ございませんが、換金には応じられません。 紛失されないように管理徹底をお願いします。 |
| Q7 | レジ横に陳列されたお菓子類等は、割引対象になるか。 |
| A7 | 割引対象にはなりません。 飲食店におけるクーポン利用については、店内で調理された商品が対象となります。 |
| Q8 | 手元にある換金用伝票の控えと実際の振込額が異なる場合はどうすればよいか？ |
| A8 | 疑義が生じた部分については、調査(店舗側が保管する証拠書類との照合等)を実施し、必要に応じて後日過不足を精算することになります。 調査において確認ができるように、 換金用伝票のほか、ぐりぶクーポン利用カード及びレシート等のコピーや写真をとっていただき、必ず保管してください。 証拠書類がなければ、確認が取れないため申立てに応じられませんのでご注意ください。 振込金額にご不明な点がありましたら、事務局へお問い合わせください。 ※入金額に異議がある場合は、 入金日から20日間以内に限り、申立てを受け付けます。 20日間を過ぎてからの異議申立てには応じられませんので、こまめに入金額をご確認ください。 |

ここに記載している「Q&A」事例は、一例です。
 その他、ご不明な点がありましたら、ぐりぶクーポン事務局ホームページにて
 ご確認いただくか、ぐりぶクーポン事務局「電話:099-294-9898」に
 ご連絡していただくよう、お願いいたします。

【利用店舗の要件】

1. 利用店舗の要件は、提供する物・サービスに応じて、次の全てを満たしていることです。

(1) 飲食サービス

- ① 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されるものであって、店内飲食を主とするもの（持ち帰り・配達飲食サービス専門店及びスペース利用や公演等が主たるサービスとなる店舗は対象外）
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- ③ 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ④ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得し、掲示していること。または鹿児島県飲食店第三者認証の認証を受けて、認証ステッカーを掲示していること。
- ⑤ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート(レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可)を添付できること(手書きの領収書及びお会計票等は認めない。)

(2) 花き

- ① 日本標準産業分類の「6093 花・植木小売業」に分類されるもののうち、主として花を小売する事業所（主として植木を小売する事業者は対象外）
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート(レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可)を添付できること(手書きの領収書及びお会計票等は認めない。)

(3) 茶

- ① 日本標準産業分類の「5894 茶類小売業」に分類されるもののうち、主として各種の茶(緑茶、紅茶など)を小売する事業所(主として類似品(ココア、コーヒーなど)を小売する事業所は対象外)
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート(レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可)を添付できること(手書きの領収書及びお会計票等は認めない。)

(4) 特産品

- ① 主として県の特産品を小売する事業所
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート(レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可)を添付できること(手書きの領収書及びお会計票等は認めない。)

2. 百貨店、スーパー、商店、コンビニエンスストア等、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所(以下「百貨店等」という。)は利用店舗にはなりません。ただし、百貨店等のうち、対象とする物・サービスの販売での会計(レジ)が他から独立しているものは、入居テナント・直営を問わず、対象店舗とします。

3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う店舗、及び公序良俗に反すると認められる店舗は「対象外」とします。

【利用店舗の誓約事項】

1. 対象とする物・サービスの提供なく、クーポンの換金を行いません。
2. ぐりぶークーポンを使用できない物・サービスに対して、ぐりぶークーポンでの支払いを受け付けません。
3. ぐりぶークーポンの偽造・悪用・濫用はいたしません。
4. ぐりぶークーポンの換金請求にあたっては、虚偽の請求はいたしません。
5. レシート、クーポン利用カードを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. ぐりぶークーポンの使用期間中は利用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
7. ぐりぶークーポンの使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、利用店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
8. ぐりぶークーポンの取扱いに対して鹿児島県からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
9. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP・チラシ等に掲載)について同意します。
10. 登録する店舗は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う店舗及び公序良俗に反する店舗等ではありません。
11. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の実施については外食業の事業継続のためのガイドライン又は各業界が定めている新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守いたします。
12. その他、ぐりぶークーポンの取り扱い、利用店舗の責務のほか利用店舗参画について規約に記載されている内容に同意し、遵守します。

【利用店舗規約】

ぐりぶークーポン事務局ホームページに記載しております。必ず、ご確認いただくようお願いします。

～ぐりぶクーポン使用に関するお問い合わせ先～

ぐりぶクーポン事務局

コールセンター
受付時間 令和3年4月19日～令和3年12月28日、
令和4年1月4日～令和4年2月28日
9:00～17:00（平日のみ）

事務局 所在地 〒 892-0828
鹿児島市金生町2-15-6F
ぐりぶクーポン事務局

コールセンター 099-294-9898
※令和4年2月28日17時まで

FAX 099-294-9984
※令和4年2月28日17時まで

メールアドレス greboo@greboo-coupon.jp

ホームページ <https://greboo-coupon.jp>